## 個人住民税の特別徴収にご協力ください!

## 外国人を雇用する 事業主の皆様へ

## 外国人従業員が退職・帰国するときは 個人住民税の一括徴収をお忘れなく!

従業員の退職等があった場合は、

必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。



従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、

- 一括徴収・納入をお願いします。
- ※ 6~12月の間に退職等 従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入
- ※ 1~4月の間に退職等 従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入



従業員が日本から出国するまでに住民税を収めることができない 場合、必ず納税管理人の届けを出すようお伝えください。

※ 納税管理人は出国する前に日本に居住する方の中から定め、市区町村に届け出る必要があります。

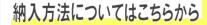


特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、

簡単・使利な



をぜひ御利用ください。





各種提出方法についてはこちらから





● 制度の概要について https://www.city.fukaya.saitama.jp/kurashi/kurashi/zeikin/sikenminzei/1412832983570.html

● お問合せ 深谷市役所市民税課市民税係特別徴収担当 TEL(048)-571-1211(代表











